

令和4年度鹿児島県障害者自立支援協議会

1 開催日時

令和4年12月15日（木） 午前10時30分から

2 場所

鹿児島県赤十字会館2階 クロススペースかもいけⅠ

3 出席者

- ・ 委員 19名出席
- ・ 事務局 障害福祉課長，障害者支援室長，精神保健対策監ほか

4 議事録

(1) 開会

19名全員の委員が出席。

(2) 会長，副会長の選任

(3) 説明事項

市町村自立支援協議会等の運営状況について

【事務局】

事務局説明

【会長】

今，説明いただいた13ページの鹿児島市の地域生活支援拠点について，整備形式が多機能拠点整備型と面的整備の両方でやっていくということをぜひ追記していただきたい。

鹿児島市内17の法人と面的に整備しつつ，多機能拠点で緊急時に受け入れているということで，ぜひ御承知おきいただければと思う。

【委員】

まず資料の訂正からお願いしたい。12ページの基幹センターの設置状況の「3鹿児島市障害者基幹相談支援センターの人員体制について」というところだが，昨年，一昨年までは，身体の関係の相談員が1人など，曜日ごとに輪番で担当という形になっていたが，今年度から1人の相談員がという形の派遣方式に変わ

っているため、専従が6名、兼務が0名という形になっている。

続けて質問だが、アドバイザーの件について、実際に実績やどういったことを昨年度されていた、今年度していたというところが、もし分かれば教えていただきたい。実際にこういったことにも活用できる、お願いできるというところを具体的に教えていただきたい。

【事務局】

県内アドバイザーの実績については、令和2年度、今年度については、まだ派遣実績がなしというところで、昨年度についても、残念ながら実績は0である。これについては、コロナの関係で、派遣依頼自体がなかったのではないかと思われるところである。

続いて、令和2年度の実績だが、この時期もコロナが出ており、派遣地区としては1地区、派遣アドバイザー1人、霧島市に行って相談に乗っていただいたところである。

令和元年の実績になるが、このときについては、派遣地区5地区、アドバイザー一派遣4人ということになる。主な活動方面としては、屋久島町、霧島市、徳之島地区、日置市、東串良町、そういったところに行っていたとき、基幹相談支援センターの設置についての助言などをしていただいたところである。

【委員】

県内アドバイザーの件について、事務局の補足である。派遣型についての実績を答えられたと思うが、それ以外には、地域連絡協議会委員として参加し、圏域内の各市の意見交換や情報提供等、そういったこともしているということと、それから、今日の本会議に向けての運営会議という形で、アドバイザーが集まって各圏域の状況を確認するといったこともしているため、お伝えしておく。

【会長】

ちなみに、その運営会議というのは、このアドバイザー全員集まるのか。

【委員】

今、幸いオンラインでできるため、ほとんどの委員が参加して意見交換している。

5 協議事項

大島地区障害者地域連絡協議会からの提言について

- ① 地域移行支援に対応する一般相談支援事業所の設置に係る働きかけを県として構築してほしい

【事務局】

事務局説明

【委員】

①は、地域移行に関することだと思うが、実は当協会でも、平成29年度からピアサポーターの養成やピアサポーターと共同した地域移行の導入に力を入れているところだが、やはり、全県的に、養成されたピアサポーターが雇用される事業所がないというのは、大きな課題として残っているところである。

そのため、①の課題に関しては、実は大島地区だけではなくて、全県的にある課題ではないかというように把握をしているところである。

少し話がずれるかもしれないが、②、③に関しても、これは大島地区だけではなく、全国的なものであるのかどうかという調査が必要であると考えている。

そのため、この協議会にも大島地区の提言書だけではなくて、じゃあここから各圏域ではどうなのかという調査をするためのワーキンググループ、もしくは課題ごとのプロジェクトチームの設置というものを、以前から提案をさせていただいているところである。

回答案にもし可能であれば、そういった課題ごとの調査というものをどのように行っていけるのか、そして、必要に応じて長期的な課題であるならば、相談支援部会以外の部会の設置についても、もし御検討並びに追記していただけるのならありがたいと考えている。

【会長】

今の①の回答に対しては、先ほど冒頭で事務局からもお話しいただいた、ピアサポート養成を生かすべきだけでも、その彼らの所属先がないということを含めて、大島だけの問題ではなく、もしかしたら全国の問題かもしれないということと、あとは、大島地区障害者地域連絡協議会は、この全体の協議会に対しての御提案だと思うが、2つの御意見に対して事務局から回答いただきたい。

【事務局】

今、雇用される場所がないということ、あるいは、提言されたことについても

全県的な課題ではないかという御意見であり、その中で、調査が必要ではないかということで、ワーキングチームの設置等についても御意見いただいたところである。

そちらの大島地区以外の他圏域での状況については、確かに、調査するとすれば、そういった体制で調査するという方法もあろうかと思うため、調査をどういう形でできるのか、そもそもできるのかといったところも含めて、持ち帰って検討させていただきたいと思う。

【会長】

副会長が先ほど説明した運営委員会が、この協議会の前に準備をしていたが、そのワーキンググループをわざわざ作るのか、運営委員会でそのあたりを協議していただくのかということも含めて協議をいただければと思う。

【委員】

本当におっしゃるとおりだなと思っていて、やはり今回、大島圏域の話だが、全県的な課題として捉えたときに、やはり現状の調査であったりとか、人数調査であったり、そういったエビデンスがないというところもあるので、そこを例えば、この会で、この人数で何かするというよりも、専門に特化したようなワーキングチームがあった方が良く思う。あとは、そのチーム作りにアドバイザーも協力できる場所はそれなりにあると思っており、それこそ精神保健福祉士協会の御協力もいただきながら、そういったことを行っていくことは可能なのではないかと考えており、とても重要なことだと思っている。

【委員】

協議会からの提言というところの全体的な構造を質問させていただく。

大島地区からあがってきた提言に関して、資料1の7ページの「地域連絡協議会の運営状況について」であげられている課題と見比べているが、ここに載っている課題について、提言は、実際にこういった協議会の場で寄せられたものではなく、また別なところからあがってきたものなのか。

この県の自立支援協議会に、例えば、熊毛地区や、今回大島地区からあがってきているところだが、他の協議会からあがってくる仕組みであったり、どういう形だとあがったりするのかということをお教えいただければありがたい。

【事務局】

この地域連絡協議会においては、振興局単位で行っているものであり、その段階で色々地域における課題などが出てきたときに、これは県の協議会に諮る

べき内容であるという判断がされた場合、今回のように大島地区から出されたような形であがってくることになるかと思う。

今、他の地域からは、そのような状況で課題はあがってきていないところではあるが、昨年は、熊毛と大島地区からあがってきたところである。今年度も、この4件だが、このように大島地区の連絡協議会の中で協議され、これは県の協議会にあげるべき課題と判断されてあがってきたという流れになっている。

当然、他の地区でも協議はされているところだが、今のところ他の地区からの提言や要望等という形で、こちらの県の協議会には上がってきていない。

【委員】

先ほど委員方からも意見があったが、地域協議会からあがるだけではなくて各圏域でというところの課題であるという形で、この場にあがってくる仕組みというところをぜひお願いしたい。

【委員】

そのまま鹿児島県の自立支援協議会で、その各圏域、当然市町村に戻っていて、順番的には、吸い上げてもらって圏域でまとめてもらったものがあがってきているという理解だが、さらにきめ細かく情報が入るようにしましょうということ。

本日は、居住支援協議会にオブザーバーとしてお越しいただいている。

例えば、地域移行を支える基盤整備の部分で、この1年間で何か居住支援協議会で動きがあれば御報告をお願いしたい。

【オブザーバー：県居住支援協議会】

奄美地区ということでお話をさせていただくと、奄美市の方で居住支援協議会の設立が今、年度内という方向で調整している状況である。

あと、大島地区という観点からいくと、瀬戸内町が「我が事・丸ごと瀬戸内町」という取組みがなされている。そちらの内部に、居住支援協議会を設立しようという動きがあり、1市1町に年度内の設立の方向で今作業していただいているところである。

このまま市と町の居住支援協議会が出来れば、こちらに書いてあるように、居住物件を探すにあたって、県が行うわけではなく、市と町で行うということで、より身近にアドバイス等もできるようになっていくのではないかというような状況が現在の大島地区である。

【会長】

ぜひ事務局にお願いとしては、今のいただいた情報を、奄美地区ではそのように市町村の居住支援協議会が立ち上がりつつあるということを活用することで、地域移行を支える基盤の整備にもぜひ利活用をお願いしたい。

また、生活困窮ということで幅広であると思うが、ここでは、障害がある方々への居住支援ということに絞ってお伝えいただければと思う。

グループホームの整備等も含めて、6期の計画の目標値に取りこんでいただくことも関係してくると思うが、その辺りもぜひウォッチしていきながら、一緒に提供をしていただければと思う。

② 障害者入所施設の高齢化への対策をしてほしい

【会長】

まさしく介護保険の仕組み上、市町村や国に聞いても同じ答えが返ってくると思う。

例えば、私事だが、当法人の入所施設を昭和42年に開設しているため、今55年目で、当時20歳の方は75歳ということで、まさしく介護保険の狭間で、市の介護保険課と障害福祉課に挟まって、それぞれの状態像を御理解いただいて各課に説明をしているということが今のところ現状である。

【委員】

この市町村の判断に関してだが、実際に市町村ごとにより違いがある状況なのかということからは、県として把握をされているのか。

それとも、各市町村の判断に任せるといった形の文面のままなのかということから、実態として把握されているのかということがもし分かれば教えていただければありがたい。

【事務局】

市町村の状況を把握しているかというお話であったが、今実際のところで県の方で把握はしていない。

やはり支給決定権を持つてるのはあくまで市町村であり、その件について、県から色々と意見を言ったり、関与したりすることはなかなか出来ないということをお聞きしたい。

先ほどの回答の中にも書いてあるが、国から基本的な通知が出されており、それを県としては、市町村に流して対応をとるように、周知や情報提供を行っているところである。

【会長】

実体験として、数年前同じように県に質問し、国の示すものとして、法律で決まっているため、市町村判断であると同じ答えであった。

そうした場合に、相談支援の方々をお願いしたいのは、各市町村でそのように説得できるような材料を用意していただいて、その人に合ったサービスが提供できるように、それこそ相談支援専門員の出番だと思うため、お願いしたい。

次に③に関して、厚生労働省と文部科学省の間に挟まってしまう問題でもあると思うが、例えば、委員から補足の説明をいただけるようであればお願いしたい。

③ 義務教育入学前や進級の際の発達検査に係る医療機関や検査人員の充実させてほしい

【委員】

今回大島地区で提言いただいている内容だが、この件についての的確な回答になっていないが、県の教育委員会の立場としての説明という形でお含み置きいただきたい。

そちらの提言にあるように、WISC等の個別式知能検査を必ず実施するようにと求めてはいない。

しかし、この知的障害については、その他の障害も含めてだが、科学的な根拠が求められているため、こういった客観的な数値も判断の材料としなければならないということも、国の資料でも明記されているところである。

ただ、WISC-Ⅲまでは、特に検査者に対する資格等は問われていなかったが、WISC-Ⅳ以降は、有資格者でなければいけないというようなことも変わってきているため、回答案にも書いているが、WISC-Ⅲ以外にも、遠城寺式乳幼児分析的発達検査等などは観察法であるため、その子どもをよく知っている担任の先生や保護者はもちろん、関係の方でも判断できたり、ある程度数値化できたりするものである。

さらに、各学校では集団式知能検査を、2年に1回行っているため、こちらの検査の結果によっても、その子どもの良さや不得意な部分といったところがはっきり見えてくる部分もある。

これらを活用し、子どもを多面的に見ていただいて、最終的にその子どもにとって、どの学びの場が最適なのかを判断してほしいというところを、今後も各市町村の教育委員会や各小中学校等にも確実に伝わるようお願いしつつ、また教員の専門性の向上も大きな課題になっている。

今回出てくる特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもとはまた違うが、昨日、マスコミで発表もあったように、通常の学級に在籍している8.8%の子どもたちが、様々なところで支援や配慮が必要となっているため、そういった子ども一人一人の実態に即した指導支援ができるように、専門性の向上に努めて参りたい。

【会長】

奄美だけでなく、各エリアの共通課題が人材不足である。

WISC-IV以降の様々な課題があるにしても、ここに回答をお示しいただけるとおり、あくまでもその検査結果が就学先を決めてしまうということではないということ、並びに、その就学先が通常の学校であれ、特別支援学級であれ、特別支援学校であれ、やはり支援体制さえあれば、これは今回出ていないが、医療的ケア児の就学も含め、もしくは、それ以前の保育園、幼稚園への入園を含めて、そこで彼らを受け入れる保育士や教員の資質の問題も今御指摘いただいた。

当法人の保育園は、やはり今80人中12名あって、障害のある子が3名と療育に通っている子が6名、そこに加えていわゆる愛着障害、もしくは何らかの形で発達の気になる子がさらに4~5名ということで、最近そういう子が本当に増えてきているということや、そこを早期発見・早期療育ということで気づく人が増えていると感じている。これは学校教育全般に言えることである。

先ほどの8.8%、10年前6.5%という部分から、確かに子どもは減っているはずなのに増えているという現状もある。それは、繰り返しになるが、気づく人が増えているということで、あとは気づいた方々がどのような支援体制を整えて、学校、そして幼稚園や保育園でその現場を受け入れることができるか、そこも実は、相談支援専門員の方々にかかってくると思う。相談支援専門員の方々が適切に、セルフプランではなく、しっかりとプランニングに入り込んでいただくと。

なかなかただでさえ忙しい相談支援の方々には、子どものことまでというのは難しいかもしれないが、そこから教育、そして次の社会に繋がっていくんだというところが今、できているようでなかなか繋がってないと、個人的な主観として感じる。

体制整備はまさしく必要だということ、並びに、できることを行っているということでの回答と思うが、教育関係で委員から御意見はあるか。

【委員】

こちらにあったことを含めて、就学先等のそれぞれの学びの場の体制・環境、指導、どのような支援ができるか、また、その先の進路に繋がる入口のところだけでなく、その先の進学や就職等の進め方などを含めた各学校や学びの場の取

組などを、保護者と本人が十分に把握をできるような相談体制というところも併せて、しっかり把握をして選んで決めて、そしてそこで学ぶ、支援を受けるということが充実してくれたらと思う。

④ 主任相談支援専門員の養成研修について、県での実施及び受講者決定についての基準を定めてほしい。

【委員】

この④に関しては、私どもの協会でも、各相談支援事業所で相談支援専門員として働いている会員がいるが、やはり相談支援専門員に加算の算定要件にもなっているところで、興味やどうやったら取れるんだという声を聞くところである。

その中で、この回答案を見せていただいた時に、現状プラス相談支援専門員がどのようなプロセスを、あるいはどういったスキルを身につけていけば、主任相談支援専門員になれるのかというものの可視化というものが必要ではないかと思っている。

具体的には、これ現在の取扱いがどうなっているのか分からないが、平成31年の3月に県の自立支援協議会は人材育成部会というものが設置されたはずだと認識している。

私もその部会に当時出たが、この障害福祉人材に関する人材育成ビジョンに関する協議を行ったことがあった。

そのため、現在もこの人材育成部会というものをしっかりと動かして、そこでの協議、令和人材育成ビジョンの改編だったり、主任相談支援専門員になるための具体的なスキルであったり、役割は何なのかということや相談支援専門員がしっかりと認識できるツールが必要ではないかと思う。

【事務局】

主任相談支援専門員の役割について、回答案に記載したところではあるが、主任相談支援専門員とは、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす方となっている。

そういった中で、具体的にはどういったものかとなると、受講要件に出てくるとおり、基幹相談支援センターやそれに準じる相談支援事業所に勤めていらっしゃる方、あるいは、県の相談支援従事者研修、あるいは、サービス管理責任者等の研修の講師として活躍していただいた方、協力してくださる方、そういった方々が想定されている。

また、先ほど委員からあった加算についてのお話もだが、主任相談支援専門員がいるだけで加算がつくというものではない。

こちらについて、いくつか活動をしていただく形、地域の事業所に対しての研修をしていただく、そういったことをしていただいたことによって、加算がつく。責任を果たしてくださった方なので、加算がついているということになっている。

そういったところをクリアにできればいいかなというところである。

あと、人材育成部会に関してだが、委員も御指摘いただいた人材育成部会を検討しているところで、今後また主任相談支援専門員や総合支援法の見直し等もあるため、そちらを踏まえて、県内アドバイザーの方とも話しながら、今後検討していきたいと考えている。

【委員】

この九州ブロックでの研修を、日本相談支援専門員協会が委託されてやっているというところで、私は、鹿児島県相談支援ネットワーク会議の会長もさせていただいて、NSKの会員や相談支援専門員協会の会員もしており、今年度も鹿児島県の会場の運営等をしたところなので、補足的にお話させていただきたい。

この提言の理由について、5行目を見ていただくと「受講希望がある中で、受講枠拡大には至っていない」とあるが、これは、当初、九州各県でそんなに人数はいないだろうという考えがあった。例えば、今年度についても、鹿児島県は10名受けているが、ある県は2名というようにばらつきがあったりする。

そして、そもそも先ほど事務局からもあったが、国としても、安易に作るものではないということが前提としてあったということで、受講枠が拡大にならない理由は、そういう裏事情や背景があると思う。

その下の行の「県内で実施できないことが一つの要因」とあるが、こちらについても、なぜ九州でやっているかという話になると思うが、1つは先ほど言った受講者数の問題である。鹿児島県であるとしたときに、例えば最低30人程度の研修だとやりやすいと思う。

当初は、何名受け入れるかという状況もあったところと合わせて、非常に専門性の高い研修になるので、各県の人材だけでできるかという懸念が最初あったということを知っている。

そのため、九州で力を合わせて、国研修レベルの講師でもってやるということは、昨年度も今年度も引き続き行っているところと思う。

先ほど、委員からもあったが、どうしても加算の要件になっており、特定相談支援事業所の加算の要件にもなっているところであるので、その辺で、希望とのジレンマがあると思うが、ただ、事務局からあったようにその主任が果たすべき

役割というのは、加算のためのものでもないということもあり、その難しさはあると思う。

ただ、この提案の最後で建設的に書いていただいとおり、やはりその基準等を示して欲しいということが、まさにそういうことかなと。委員からも可視化とあり、繰り返しになるが、私もこれだけ言いたかった。

やはり、この主任を取りたいという事業者が、県が示す計画でもって、県がどの程度養成しようと思っている、そこに自分が当てはまるかどうかということを見せるということが大事だと思っている。そのための1つのツールが、繰り返しになってしまうが、人材育成ビジョンだと思っている。

鹿児島県は、平成28年だと思うが、人材育成ビジョンを作ったはずである。実は、その当時の人材育成セクションの中に、「今後できるであろう主任相談支援専門員」という文言がある。そもそも、それはもう時期を失しているし、この機に、例えば主任相談やどんな人材をどのくらい養成していくんだというビジョンを明確に示すということは大事だと思うし、そのためには、委員からもあったが、実は、平成28年のビジョンはこの委員だけで作った。それを3年前に、県の自立支援係で人材育成部会という場を設けていただいたので、ぜひそれをまた再結成、それこそ今回のワーキングチームという扱いだと思うが、人材育成部会でもって、ビジョンの改正を進めると良いと思う。

それについて、急がないといけない部分もあると思いながら、事務局がおっしゃったとおり、障害者総合支援法の改正が今後予定されているので、やはりそこに合わせる形で明確なビジョンを示していくことがいいと思う。

【会長】

総合支援法がこの前改正されたことを踏まえ、それに対して、今の人材育成ビジョンにぜひ加えて欲しいのは、相談支援専門員としての地域移行コーディネーター、地域生活支援拠点の役割が緊急一時と地域移行の大きな2つの役割に5つの機能を付けるとなったときに、やはり地域に出てきたから移行することは可能だが、精神科病院や入所施設から押し出す部分の地域移行コーディネーターが、精神保健福祉法の改正では、入院者訪問支援事業でまさしく入院者を訪問して、その方を押し出す地域移行を進めていきたいと思います。そこに該当する地域移行コーディネーター、地域の受ける側と押し出す側、ぜひ相談支援の方々をベースに人材育成することを加えていただきたい。

これは個人的な意見ではありながら、全国的にそのような動きになる予定があるので、鹿児島県も遅れずに人材育成をお願いしたい。

ということで、主任相談支援専門員については、大島だけの問題ではなく、全県下、九州、そして全国でのことであることを事務局に説明いただいたと

ころである。

【委員】

質問というより要望に近いところではあるが、先ほど委員からもあったように計画的なというところで、離島特有の難しさがあると思うので、その島ごとに人材育成などの計画やニーズなど、ぜひ計画の部分を教えていただければありがたい。

また、先ほどの可視化という部分に関して、今、主任相談支援員がどこの事業所に何名いて、というところが少し見えない部分も多少あると思う。見えている人と見えない人がいるというときに、リスト化ももし可能であれば、それは個人情報との関係もあるので難しい部分もあるかもしれないが、出していただくと助かると思うところである。

主任の方が主任を取った後に、それこそ研修体制や研修の参加で活躍の場がより広がっていく体制づくりを、県でも仕組みとして可能であれば整えていただくと助かる。

【事務局】

まず、計画的な育成というところだが、回答案にも示したが、最初の平成30年、令和元年は、国から示された研修の受講定員は3名であった。それを、九州各県で開催するようになったときに、委員からお話があったように、人口規模等を考えて、令和3年度から全圏域で7名、各圏域で1名ずつ育てていきたいというところで、今年度は各圏域で2名、公平性を担保するという形で育成を進めているところである。

活躍の場を計画的に増やしてほしいということだったが、障害福祉計画の中でも基幹相談支援センターというものがあり、先ほど申し上げたとおり今12のセンターが県下にあるところである。これは、市町村障害福祉計画にも、基幹相談支援センター設置のことが掲げられている。

活躍の場としては、今申し上げたように基幹相談支援センターであるので、こちらについては、市町村の方々に御協力いただければと考えているところである。

今度は、主任相談支援専門員がどういったところで活躍しているかということだが、今、県でも受講者のリストがあり、どういった部署にいらっしゃるといのは把握している。

ただ、委員がおっしゃったとおり、個人情報になるため、取扱いについては、慎重に扱えたらということである。

【委員】

現在、22名が受講しているというところで、22名の方は、県内に主任としていらっしゃるというところも含めて、実際に、どれぐらいの人数になれば、地域としてそういった体制が作れるのかであったり、それに基づいて、来年度は1名の推薦であったりとか、地域によっては2名であったりとか、そういった柔軟な体制作りができるとありがたいと思っているので、そこがアドバイザーの方々の御協力というところで成り立っていくといいのではと感じているところである。

【会長】

①から④の回答案に対して、様々な御意見いただいたところを加筆すべきことは加筆して、事務局でまとめたものを確認させていただき、それを私に御一任いただいて大島地区にお返しするという手続きをさせていただく。

また、別件で、この夏に障害者権利条約の国連に対する対面審査の結果、様々な今の日本の現状に対する厳しい御意見が出ているわけだが、例えば、先ほども話題に出た精神科病院からの退院促進というところで、日本の現状として、どのように感じていらっしゃるかを、もしよろしければ委員に発言いただければと思う。

【委員】

今度、精神保健福祉法の改正があり、医療法人でも退院支援や見守りも前よりは進んできているところであるため、徐々に進んでいくかと思う。

【会長】

今回、精神科医療での虐待通報も入るということで、今まで医療機関が入っていなかったところに精神科医療は入るということも含めて、全国的に前に進んでいくということが期待されると思うが、少しずつ一緒に進めていければと思う。

新しく委員になられた方々に感想、もしくは県自立支援協議会に対しての御意見等があれば、ぜひいただきたい。

【委員】

初めて参加させていただいたが、色々な課題が県で出ており、各地区で聞いている中で先ほどあった議題に、全県でやはり似たような課題、同じような課題がたくさんあると思ったところである。

これをどこに住んでも、住みよい地域にできればいいのかなと思う。

【委員】

鹿児島県の就業・生活支援センターの事務局で、今年度は、始良・伊佐が担当させていただいている。

私は、始良・伊佐であるため、自立支援協議会は、始良市や霧島市の就労支援部会に出席をさせていただいていたが、全体の話聞く機会がなかったため、今回はすごく良い機会になった。

またこれを持ち帰って、就労支援部会でも活用できたらと思う。

【委員】

私は、福祉事務所の所長も兼ねており、現在令和5年度予算編成に色々取り組んでいる。

ちょうど総合振興計画、地域福祉計画も策定中であり、その中で不便さを共有しながら、地域共生に向けた色々な施策等に取り組んでいこうということで、色々な関係機関と準備をしているところである。

本日は、大島地区から様々な回答案が示されていた。

色々数字は持ってきているが、私もどこまで出していいのか分からずに、発言を控えていたところである。

ただ、令和5年度に、まだ議会で決定はしていないが、ピアサポーターについて講師として招き入れて、声なき声を拾って、色々な施策に生かしていければということで今予算要求をしているところである。

また地域移行についても、地域での生活に向けた動きが加速していくということで、私どももそこら辺を周知しながら色々な関係機関の方と協議を進めていきたいと思う。

【委員】

雇用労政課としては、主だったところで障害がある方への就労支援という立場で、国が定めている法定雇用率に達していない事業者も訪問し、また、体験就労ということで、正式採用前に就労体験で障害がある方と交わってみませんか。その後、相思相愛になれば、正式雇用に向けての取組ということの主だっで行っている。

障害者本人の立場で考えると、本協議会で検討されている生活支援、先々は、本人が仕事をということであれば、そういった就労支援というのも大切な本人からのニーズということになろうかと思うため、雇用労政課としても、協議会で話し合われていることを、現場の方に持ち帰って就労支援に役立てて参りたい。

【委員】

この協議会にも初めて参加させていただいたところだが、確かに大島地区から出ていた意見に関して、地域の中から色々な意見を吸い上げていきたい、地域の体制を維持していきたいと思うところである。

また、特に見た目から分かりにくい高次脳機能障害というものに関しても、なかなかセンターでも、理解が難しい部分も地域の声としてあるところなので、色々な障害に対しても、また支援という形でできればと思っている。

【委員】

地域の連絡協議会の話になるが、資料1の6ページに様々な課題が載っており、自立支援協議会が機能していないといった声もある。

こういった課題の改善に向けて、さらに関係機関と連携を図って取り組んでいきたいと思う。

【委員】

情報提供を1点させていただく。

こども総合療育センターでは、発達障害のケースを主に診療しているが、受診のときは、受診申込紹介票というものを使っている。受診前に支援を既に受けている機関から、現在の支援の内容を色々まとめていただき、それを紹介票の中に盛り込んでいただいているところである。

紹介票の制度は、平成25年から平成26年にかけて開始されたシステムであり、中身を今後見直そうという動きがある。

その1点が、今日も話題に結構出ているが、相談支援専門員とのパイプがこれまで少し弱かったというところがあり、今後、受診申込紹介票の中に、今関わっている事業所の相談支援事務所などを明記していただき、受診の前から当センターを受診された後も、その事業所の相談支援専門員の方々としっかり繋がれるように、関係機関同士が情報共有できるような流れを作っていきたいと思う。

【会長】

それでは、以上で本日の会議を終了する。

【事務局】

以上をもって、令和4年度第1回鹿児島県障害障害者自立協議会を閉会する。